

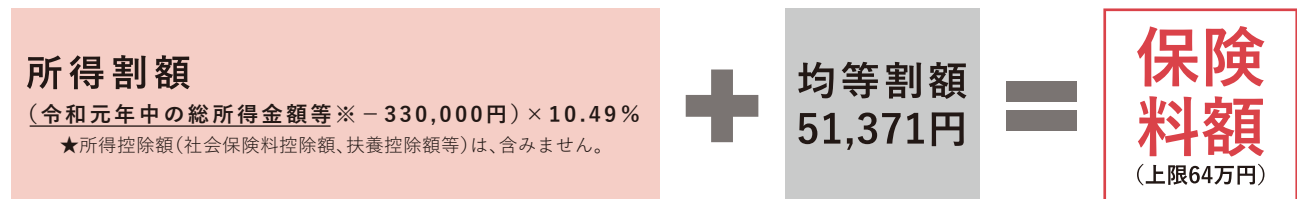
後期高齢者医療制度の 令和2・3年度の 保険料率が 決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されています。このたび、令和2・3年度の保険料率（所得割額・均等割額）と、保険料額の上限が決まりました。

なお、一人ひとりの保険料額は、7月中旬にお届けする『令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書』でお知らせします。

☎市民協働部保険医療課（庁舎1階） 担当：友藤由貴子 ☎43-0501

令和2・3年度 後期高齢医療制度の保険料額の計算方法



※総所得金額等とは、①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥譲渡所得（総合課税分）、⑦一時所得、⑧雑所得（公的年金所得を含みます。）、⑨山林所得・分離課税所得（土地・建物、株式譲渡所得等）の合計金額をいいます。

被扶養者であった方の保険料の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者（※）であった方は、所得割額がかかりません。また、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は、均等割額が5割軽減されるため、保険料額は、年額25,685円です。

※…会社等の被用者保険（例健康保険、共済組合）の被保険者の配偶者や子など、被保険者が生計を維持している方をいいます。

☆…国民健康保険、国民健康保険組合に加入していた方は、対象外です。

所得に応じた保険料の軽減措置について

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の世帯（※）の総所得金額等が、次の表の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（世帯主＋被保険者）の基準	軽減割合（軽減後均等割額：年額）
被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円	7割軽減（15,411円）
基礎控除額（33万円）以下	7.75割軽減（11,558円）
『基礎控除額（33万円）＋28.5万円×被保険者数』で算出した額	5割軽減（25,685円）
『基礎控除額（33万円）＋52万円×被保険者数』で算出した額	2割軽減（41,096円）

※…世帯主、および世帯内の被保険者をいいます。

★…65歳以上の公的年金受給者1人につき、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除します。

楽しい教習所!!

卒業するのガイヤになる！？めっちゃ楽しい教習所!!

無料送迎バス!!

便利で快適!!
通学には無料送迎バス!!

ハイスピード!!

とにかく急ぐ方にオススメ!!
ハイスピードバック!!

試験場へ無料送迎!!

乗り換えなしでも便利!!
明石試験場への無料送迎!!

優良教習所!!

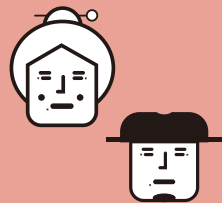
優良教習所として、
全国表彰されました!!

自慢のスタッフ!!

運転競技大会全国大会出場!!
カリスマ指導員養成中!!

加東自動車教習所 ☎0120-46-1284 【兵庫教育大学すぐ近く】
加東自動車教習所

広告



後期高齢者医療制度 （障害認定）について

☎市民協働部保険医療課（庁舎1階） 担当：中井大悟 ☎43-0501
〒673-1493 加東市社50

65歳以上で一定の障害（次表）をお持ちの方は、後期高齢者医療広域連合による認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。なお、認定を受けるためには、申請が必要です。

一定の障害とは	
①身体障害者手帳	1級～3級・4級の一部（下肢関係、音声・言語障害関係）
②精神障害者保健福祉手帳	1級・2級
③療育手帳	A判定
④障害年金	1級・2級 ※労災等の障害年金は、1級～4級

後期高齢者医療制度に加入した場合は、医療機関での負担は、1割（現役並み所得者（※）は、3割）となり、加入した月から被保険者ごとに保険料が発生します。

なお、75歳になるまでは、いつでも申請を撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって、被保険者の資格を喪失、または取得することはできません。

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯に属する方をいいます。

申請について

障害認定申請に必要なもの

- ①現在加入している健康保険の健康保険証
- ②一定の障害があることが分かる書類
例 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、年金証書等
- ③印鑑（スタンプ印不可）
- ④公的機関が発行した届出者の顔写真付きの本人であることが確認できる書類
例 マイナンバーカード、運転経歴証明書、運転免許証 ※郵送の場合は、写しを添付してください。

申請方法 持参、郵送 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するために、原則郵送してください。

申請書 ご希望の方に郵送します。保険医療課にお問い合わせください。

水道料金を6か月間減免します

減免期間 6月請求分～11月請求分の6か月間

※申請手続きは、不要です。

□一般家庭・市内在住の個人事業主…水道料金を全額免除

□上記以外の事業者…水道料金のうち、基本料金を免除

詳しくは、検針票とともにお送りする減免のお知らせ、市ホームページをご覧ください。

☎上下水道部管理課（庁舎3階） 担当：北島恭子 ☎43-0533